

じゅう みん

住民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。



障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。



電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。



電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先席でなくとも席をゆずる。



視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。



車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとて手渡す。



デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。



駐車場の「障害者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。



車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

障害のあるみなさんの声を聞かせてください

障害を理由とする差別で困ったときは、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこで解決が難しい場合も、内容に応じた相談窓口が紹介されます。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります。

みんなで 取り組む

障害者差別解消法

障害を理由にした差別(区別や制限など)をなくしましょう



だれ びょう どう まな はたら く しゃ かい
誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

「障害者差別解消法」は障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務であります。みなさん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようにご協力をお願いします。